

○おいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

平成21年3月31日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るとともに、資源の再利用に対する町民の意識高揚を図るため、家庭用生ごみ処理機（以下、「処理機」という。）を設置する者に対し、その購入に要する経費について、当該年度を予算の範囲内でおいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象処理機の種類及び定義)

第2条 この告示において補助金の対象となる「処理機」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電動式家庭用生ごみ処理機 かくはん、加温送風等を行うことにより、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量を行う機械
- (2) 生ごみ処理容器 庭等の土中に一部埋め込み、土中の微生物の活動を利用して生ごみを分解させ、減少し堆肥化する容器又は、土を必要としない密閉式の容器で、微生物の投入により生ごみの発酵を促進し堆肥化する容器

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、販売店から処理機を購入する者で、次の要件を備えた者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 処理機により処理された生ごみを、有効に活用処理できること。
- (3) この補助金の交付を受けた年度を含めて、5年度を経過していること。

(補助金額等)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、処理機を購入に要する経費とし、処理機1基につき購入価格の3分の2以内の額で、20,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象基数は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の処理機については1世帯につき1基までとする。
- (2) 第2条第2号の処理機については1世帯につき3基までとする。

3 第2条第1号及び第2条第2号の処理機に係る補助金を重複して受けることはできない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) おいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金請求書(様式第1号)
- (2) 町内に住所を有することが証明できる書類
- (3) 購入金額を明らかにする書類

(補助金の返還)

第6条 申請者が、虚偽の申請等によって不正に補助を受けた場合、町長は補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日告示第29号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日告示第35号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日告示第9号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第76号)抄

(施行期日)

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(おいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

第14条 この告示の施行の際、第13条の規定による改正前のおいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年12月1日告示第66号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第1号(第5条関係)

おいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金請求書

住 所	おいらせ町		
氏 名	㊞	世帯主氏名	
処 理 機 の 設 置 場 所	☐ 上記住所と同じ おいらせ町		
購 入 し た 処 理 機 の 種 類	☐ 電動式家庭用生ごみ処理機 ☐ 生ごみ処理容器		
購 入 金 額	円		
補 助 請 求 額	円	※購入金額の3分の2又は2万円のうちいずれか低い額	
補助金については、下記の口座に振込み願います。			
振 込 先	銀行・信用金庫 農協・信用組合		本店・支店 本所・支所
口 座 種 別	普通 ・ 当座 ・ その他()		
口 座 番 号			
口 座 名 義			
上記のとおり請求します。 平成 年 月 日 おいらせ町長 様			
住 所 おいらせ町			
氏 名 ㊞			
電話番号 ()			
添 付 書 類	町に住所を有することを証明する書類(下記のいずれか一つ) ☐ 住民票の写し ☐ 運転免許証の写し ☐ 保険証の写し ☐ 個人番号カード(表面に限る。)の写し ☐ その他()		